

議案第2号

高根沢町景観条例の一部改正について

高根沢町景観条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和8年9月1日

高根沢町長 神林秀治

高根沢町景観条例の一部改正について

1 概要

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和８年法律第 23 号）の施行に伴う、景観法（平成 16 年法律第 110 号。以下「法」という。）の項ずれ等に対応するため、所要の改正をするものです。

2 改正内容

法の引用箇所について、「第 16 条第 7 項第 11 号」を「第 16 条第 8 項第 12 号」に改めます。（第 14 条）

3 施行日

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日

高根沢町条例第 号

高根沢町景観条例の一部を改正する条例

高根沢町景観条例（平成23年高根沢町条例第12号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（適用除外） 第14条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。	（適用除外） 第14条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日から施行する。